

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

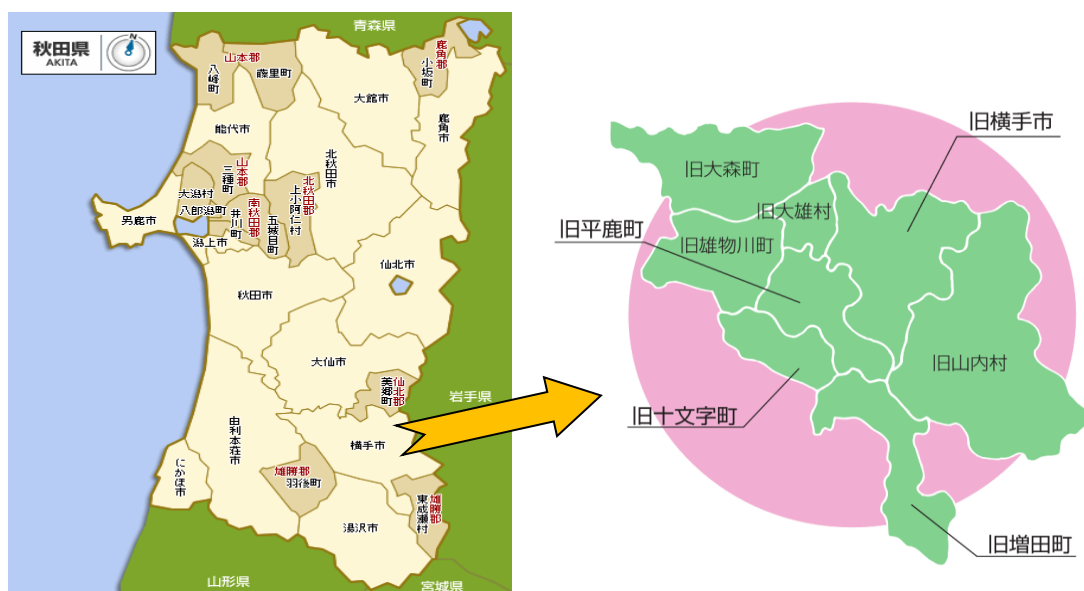
(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

横手市は秋田県の県南地域に位置し、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央で、東西に約45.4km、南北に約35.2kmの広がりを見せている。総面積は692.80km²で秋田県の約6.0%を占め、耕地が176.00km²、山林が373.36km²、宅地25.36km²となっている。奥羽山系に源を発する成瀬川と皆瀬川が合流した雄物川及び横手川が貫流し、豊かな水と肥沃な土壌により、国内有数の穀倉地帯を形成するとともに、美しい田園風景を醸し出している。

気候は、盆地であるため、一日の気温較差が大きく風はあまり強くないという特徴があり、典型的な積雪寒冷地である。多量の雪は日常生活には煩わしく感じられるが、反面、横手市の環境にうるおいをもたらす貴重な水資源、雪文化を育む源となっている。

平成17(2005)年10月1日に、それまでの横手市と、平鹿郡に属していた5町2村(増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村)の合併で誕生した、県唯一の郡市一体の市である。



②横手商工会議所・よこて市商工会の区分

旧横手市には従前より商工会議所、平鹿郡には7つの商工団体が存在していたが、商工会の一次合併により増田十文字商工会(旧増田町・旧十文字町)、平鹿中央商工会(旧平鹿町・旧大森町・旧山内村・旧大雄村)、雄物川町商工会(旧雄物川町)の3商工会となり、平成22年4月に3商工会がよこて市商工会として二次合併した。

現在市内には「横手商工会議所」と「よこて市商工会」が併存している。

管轄エリア

横手商工会議所

旧横手市

よこて市商工会

旧増田町、旧平鹿町、旧雄物川町、旧大森町、旧十文字町、旧山内村、旧大雄村

③想定される地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

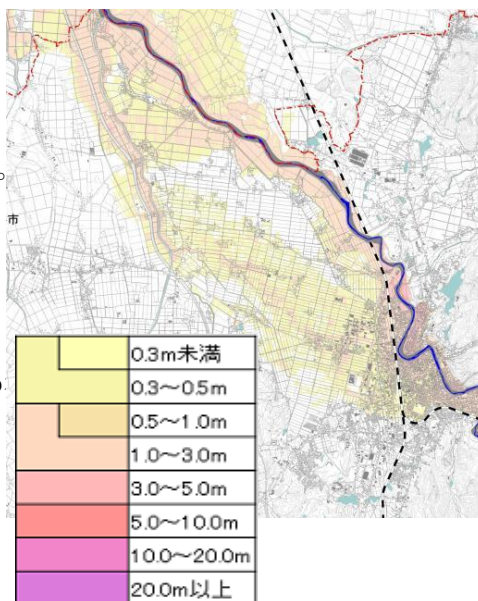
当市の雄物川水系である雄物川は、その源を秋田・山形県境の大仙山に発し、奥羽山脈から発する皆瀬川、横手川等の支川を合わせながら横手盆地を北上し、玉川を合流した後、日本海に注ぐ一級河川である。また、支川7、小支川7、小々支川7、小々々支川1の河川がある。

当市の洪水ハザードマップによると、特に河川沿いで被害発生の危険度が高く、雄物川が流れる雄物川地区、大森地区の一部では5.0m未満の浸水が想定され、また、皆瀬川が流れる増田地区の一部及び油川が流れる大雄地区の一部では10m未満の浸水が想定される。

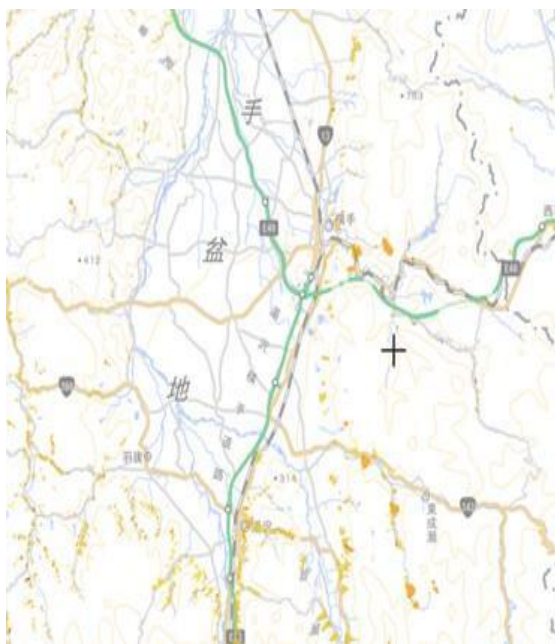
さらには洪水により浸水、冠水、土石流、山崩れ等の害が生じる恐れがある。

近年最大であった平成29年7月22日から23日の梅雨前線に伴う大雨では、大森地区の上溝川、大納川で越水氾濫し、大森地区を中心に床上浸水162棟、非住家49棟、床下浸水442棟、道路・農地冠水、土砂崩れの被害が出た。

【洪水浸水想定区域図(想定最大規模)】



(土砂災害：ハザードマップ)



土砂災害ハザードマップによると、各地域(十文字・大雄除く)の山間部に土砂災害警戒区域が多く分布しており災害の生じる危険性が高い。

各地域における地震や大雨による「急傾斜」「土石流」「山腹崩壊」「地すべり」「崩壊土砂流出」の危険箇所は次の表のとおり。(横手市地域防災計画資料編より抜粋)

【凡例と解説】

詳細はこちらから <http://www.mlit.go.jp/river/sabo/sinpoupdf/gaiyou.pdf>

	特別警戒区域	警戒区域
急傾斜地の崩壊 ※傾斜度が30°以上ある土地が崩壊する自然現象 		
土石流 ※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が一体となって流下する自然現象 		
地すべり ※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象 		

ア 土砂災害警戒区域等

	急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり	
	警戒区域数	うち特別警戒区域の指定数	警戒区域数	うち特別警戒区域の指定数	警戒区域数	うち特別警戒区域の指定数
横 手	36	36	49	25	6	0
増 田	19	19	51	26	12	0
平 鹿	3	3	7	4	0	0
雄物川	5	4	17	12	1	0
大 森	19	19	119	83	10	0
十文字	0	0	0	0	0	0
山 内	20	20	78	58	23	0
大 雄	0	0	0	0	0	0
合 計	102	101	321	208	52	0

イ 山地災害危険地区

(1) 山腹崩壊危険地区

	面積 (ha)	地域内保全対象						
		人家	公共施設	道路				
				国道	県道	市道	農道	林道
横 手	108	441	3	4	1	12	0	1
増 田	201	291	0	3	4	8	0	3
平 鹿	1	100	0	0	0	1	0	0
雄物川	56	79	0	2	7	3	2	0
大 森	93	399	0	0	18	36	1	0
十文字	0	0	0	0	0	0	0	0
山 内	491	524	10	11	13	22	0	3
大 雄	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	950	1,755	13	20	43	82	3	7

(2) 地すべり危険地区

	面積 (ha)	地域内保全対象						
		人家	公共施設	道路				
				国道	県道	市道	農道	林道
横 手	90	0	0	0	0	1	1	0
増 田	214	70	3	1	2	1	0	0
平 鹿	0	0	0	0	0	0	0	0
雄物川	0	0	0	0	0	0	0	0
大 森	91	11	0	0	2	1	0	0
十文字	0	0	0	0	0	0	0	0
山 内	920	48	1	2	2	1	0	4
大 雄	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1,315	129	4	3	6	4	1	4

ウ 崩壊土砂流出危険地区

	面積 (ha)	地域内保全対象						
		人家	公共施設	道路				
				国道	県道	市道	農道	林道
横 手	52.59	751	9	6	0	16	2	2
増 田	61.47	510	3	7	9	18	0	3
平 鹿	10.44	125	0	0	0	4	0	0
雄物川	22.35	71	0	4	6	4	1	2
大 森	12.54	378	0	0	24	35	1	0
十文字	0	0	0	0	0	0	0	0
山 内	258.15	744	22	15	41	43	0	14
大 雄	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	417.54	2,579	34	32	80	120	4	21

(雪害)

当市は、全国でも有数の豪雪地帯に指定されており、その中でも増田、大森、雄物川、山内地域が特別豪雪地帯に指定されている。横手市には山沿いを中心に 77 個所の雪崩の危険個所及び人家も 572 戸数が存在している。また、過去には 48 豪雪、近年においては平成 23 年の大雪により、市町村合併後初めて横手市雪害対策本部を設置。除雪作業中の事故が多数発生するとともに、家屋の倒壊や交通機関及び市民生活に大きな影響を及ぼした。

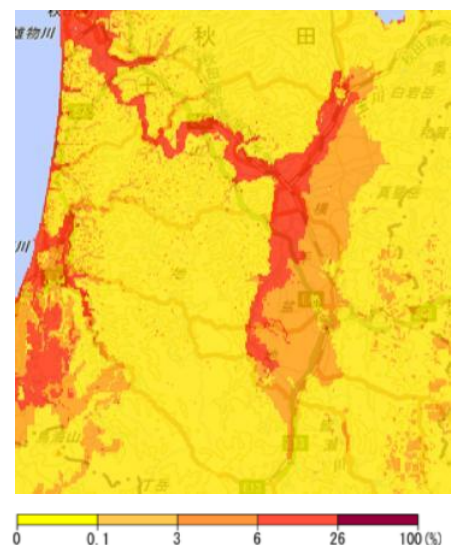
ア 雪崩危険個所

	危険個所数	人家戸数
横 手	18	204
増 田	21	135
平 鹿	2	16
雄物川	1	5
大 森	15	56
十文字	0	0
山 内	20	156
大 雄	0	0
合 計	77	572

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後 30 年間に震度 6 強以上の地震が発生する確率は、真昼山地東縁断層帯南部を活断層エリアとする全地域において最大で大雄地区の 2.5%となっている。また、横手盆地東縁断層帯南部を活断層エリアとして兼ねる平鹿地域、増田地域、十文字地域、山内地域においては、発生確率が 0.6%以下であり、表層地盤の揺れにくい地域となっている。

震 度	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄
6 強以上	0.7	0.5	0.4	2.2	1.0	0.4	0.5	2.5
6 弱以上	4.2	3.6	3.6	15.4	7.9	3.5	2.1	16.8
5 強以上	24.4	23.2	22.9	57.6	38.4	22.4	12.0	60.1



(地震:被害想定)

ア 想定する地震

横手市地域防災計画では、過去に横手市周辺で発生した歴史的地震、周辺に存在する活断層及び将来の地震発生に関する学術的見地を集約した県被害調査委員会の報告の中から横手市に最大の被害が予測される「横手盆地真昼山地連動」地震を想定地震とする。

イ 発災条件

人的被害や建物被害等が大きく職員参集が困難な「冬の深夜（午前２時）」を発災条件とする。

ウ 被害想定

想定する被害として、建物被害、人的被害、避難者数、ライフライン（電力、通信、上下水道、LPガス）の機能支障等を想定する。

項 目			横手市
マグニチュード			8.1
最大震度			7
建物被害	全壊棟数（棟）		27,405
	半壊棟数（棟）		21,868
	焼失棟数（棟）		167
人的被害	死者数（人）		1,859
	負傷者数（人）		6,946
	うち、重症者数（人）		2,074
避難者数	1日後（人）		43,476
	4日後（人）		44,351
ライフライン被害	電力	停電世帯数	35,586
		復旧日数（日）	19
	通信（固定電話・インターネット）	不通回線数（本）	5,074
		復旧日数（日）	8
ライフライン被害	上水道	断水人口（人）	36,651
		復旧日数（日）	32
	下水道	機能支障人口（人）	9,254
		共有支障人口（日）	27
	LPガス	不通回線数（本）	15,770
		復旧日数（日）	5
その他の被害	橋梁被害	大被害（箇所）	不明
		中小被害（箇所）	不明
	細街路閉塞延長（m）		625,350
	ブロック塀倒壊（箇所）		不明

(新型コロナウイルス感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症については、全国的かつ急速な蔓延により、町内でも多くの感染者が発生した。新型コロナウイルス感染症のような感染症はワクチンや治療薬の供給には時間を要するため、市民の生命及び健康に重大な被害を与える恐れがあり、商工業者にも甚大な影響を及ぼすことが想定される。

(2) 商工業者の状況

①横手商工会議所（令和6年6月30日現在）

- ・商工業者数 2,232人
- ・小規模事業者数 2,010人

業 種	商工業者数	小 規 模 事業者数	事業所の立地状況
製 造 業	150	138	工業団地に多い
建 設 業	327	311	管内各地域に広く分散
卸・小売業	683	591	中心市街地、国道沿線、インターチェンジ付近に多い
サービス業	947	859	管内各地域に広く分散
そ の 他	125	111	管内各地域に広く分散
合 計	2,232	2,010	

②よこて市商工会（令和6年6月30日現在）

- ・商工業者数 2,319人
- ・小規模事業者数 2,174人

業 種	商工業者数	小 規 模 事業者数	事業所の立地状況
製 造 業	263	224	管内各地域に広く分散
建 設 業	519	514	管内各地域に広く分散
卸・小売業	591	537	各地域の中心部のほか、幹線道路沿いに多い 十文字地域には、大型店が集積している
サービス業	830	792	管内各地域に広く分散
そ の 他	116	107	管内各地域に広く分散
合 計	2,319	2,174	

(3) これまでの取組

①横手市の取組

- ・秋田県総合防災訓練の実施(平成26年8月)
- ・横手市地域防災計画の策定(平成27年4月)
- ・特設公衆電話の設置(平成29年)
- ・横手市増田伝統的建造物群保存地区防災計画の策定(平成29年4月)
- ・横手市防災マップの作成(平成30年3月)
- ・横手市水防計画の策定(令和2年)
- ・横手市業務継続計画の策定(令和2年4月)

②横手商工会議所の取組

ア 事業者BCPに関する国の施策等の周知

これまで国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」や「事業継続力強化計画認定制度」等の

小冊子・リーフレット等が発行される都度、巡回訪問等により小規模事業者に対する配布や来会者への情報提供で周知を行ってきた。

イ 事業者BCP策定セミナーの開催

関係機関や損保会社等が主催する危機管理やBCP策定の必要性に関するセミナーについて管内小規模事業者への周知や実施協力を行っている。

ウ 損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクをはじめとして、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任など6つのリスクに備える16種の損害保険等について「リスク管理チェックシート」を用いて提案し、秋田県火災共済協同組合等と連携した普及・加入促進を行っている。

エ 災害時における支援活動に関する協定

横手市と当所青年部をはじめとする市内4青年団体で、災害発生時または、発生するおそれがある場合における支援活動について、平成30年7月に協定を締結した。

オ 防災訓練への参加

年1回実施される横手市防災訓練に当所青年部会員が参加し、炊き出し協力をしてきた。

③よこて市商工会の取組

ア 事業者BCPに関する国の施策等の周知

これまで国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」や「事業継続力強化計画認定制度」等の小冊子・リーフレット等が発行される都度、巡回訪問等により小規模事業者に対する配布や来会者への情報提供で周知を行ってきた。

イ 事業者BCP策定セミナーの開催

関係機関や損保会社等が主催する危機管理やBCP策定の必要性に関するセミナーについて管内小規模事業者への周知や実施協力を行っている。

ウ 損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクをはじめとして、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任など6つのリスクに備える16種の損害保険等について「リスク管理チェックシート」を用いて提案し、全国商工会連合会、秋田県商工会連合会、秋田県火災共済協同組合等と連携した普及・加入促進を行っている。

エ 災害時における支援活動に関する協定

横手市と当会青年部をはじめとする市内4青年団体で、災害発生時または、発生するおそれがある場合における支援活動について、平成30年7月に協定を締結した。

オ 防災備品

電気自動車(公用車)、給電器、テント、ブルーシート、乾電池、軍手、石油ストーブ、石油工具類、マスク、フェイスシールド、消毒液、ゴミ袋、トイレットペーパーなどをそれぞれ備蓄している。

カ 防災訓練への参加

年1回実施される横手市防災訓練に当会青年部員が参加し、炊き出し協力をしてきた。

Ⅱ 課 題

当市における小規模事業者の防災・免災対策への支援における課題は次のとおりである。

（１）事業者のＢＣＰの策定が進んでいない

管内事業所のうち既にＢＣＰを策定している事業所は経営規模の大きい事業所や支店であり、小規模事業者の策定は皆無である。事業所ＢＣＰの策定に関する市全体の取組状況は、いまだ普及・啓発段階にあり、また、事業所独自の策定やこれらを支援する商工団体の取組みも本格化していない。今後の普及・啓発活動に向けた、市・商工団体の連携による取組強化への必要性が高まっている。

（２）策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業所ＢＣＰ策定に関する支援習得に向けた体系的研修等が未整備であり、専門知識やノウハウを持つ専門家、損保会社等との連携が必要である。

（３）小規模事業者向けの策定ツールの不足

国をはじめ関係機関等から事業者ＢＣＰの策定ガイドラインやフォーム等は提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高すぎるとの意見が事業者・支援者双方からあり、簡易版のフォームをはじめとした小規模事業者向けのＢＣＰ策定ツールが必要である。

（４）応急対策に関する市と商工団体の連携体制が整っていない

それぞれの事業継続計画に従って事前対策や応急対策を行うことになっているが、３者間の連携・協力体制が具体化されていない。

（５）新型コロナウイルス感染症対策について周知を図る

感染症対策において、管内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄を推奨するほか、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目 標

横手市地域防災計画に基づき、大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後の早急な復旧・復興対策について、横手市、横手商工会議所、よこて市商工会が一つになって取組むこととし、特に、管内小規模事業者に対しては「経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のため次の取組みを行う。

（１）管内小規模事業者へのＢＣＰ策定支援

地域の自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のＢＣＰ策定支援を強化する。

（２）被害の把握・報告ルートの確立

発災時、非常時における連絡体制を円滑に行うため、当市、当所、当会との間における被害情報報告ルートを構築する。

（３）速やかな応急・復興支援を行うための連携体制の強化

発災後速やかな応急対策や復興支援対策が行えるよう、また地域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制及び関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに秋田県へ報告する。
事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日） (2) 事業継続力強化支援事業の内容 横手商工会議所並びによこて市商工会と横手市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。 ＜1. 事前の対策＞ 当市の地域防災計画及び国土強靱化地域計画に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に速やかな応急対応等に取り組めるようにする。 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ①会報等による啓発活動 商工会議所・商工会の会報に国・県・市の施策の紹介やリスク対策の必要性、各種保険・共済の概要などを掲載するとともに、ホームページにおいてもタイムリーな情報を発信していくことで、小規模事業者の意識向上を図る。また、必要に応じて市の広報やホームページでも情報発信を行い、連携して災害リスク対策の重要性を訴求する。 ②巡回訪問による啓発活動 巡回訪問を通じて、自然災害ハザードマップ等のリスクマップを事業者にししながら、事業所立地場所の自然災害リスクと事業継続に対する影響を軽減するための取組対策や対策について説明をする。併せて休業の備えとなる損害保険、業務災害保険などへの加入促進を行う。 ③事業者BCP策定に関する支援 策定にあたり予備診断を行い、そのうえでBCP策定セミナーを実施する。セミナー終了後は専門家による個別支援を行い、策定による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等について助言、指導を行う。 ④新型コロナウイルス感染症対策 巡回時に、新型コロナウイルス感染症のリスクや事業に与える影響（従業員不足、売上激減、固定費の負担大等）を軽減するための対策を説明する。 事業継続に関する公的支援（補助金・助成金・給付金等）の活用や新生活様式に対応した多様な働き方に関する事業環境の整備（雇用調整助成金を見据えた就業規則の作成、ITやテレワーク環境）を促進する。 2) 商工会議所、商工会自身の事業継続計画の作成 (横手商工会議所) 当会議所における事業継続計画策定は令和7年4月より着手する。 (よこて市商工会) 当商工会における事業継続計画策定は令和7年4月より着手する。

3) 関係団体等との連携

事業継続力強化計画や事業継続計画（BCP）に関するセミナー等を開催するにあたり、セミナー講師として専門家派遣依頼など、損害保険会社等と連携を図る。

新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

4) フォローアップ

小規模事業者のBCP策定の有無や取組状況を把握しデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかのフォローアップを行う。

また、当市及び当所、当会において定期的に担当者会議を開催し、情報共有を図りながら、改善点等について協議を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

当市が実施する防災訓練に積極的に参加するとともに、訓練に合わせ、当市との連絡ルートの確認等を行う。

＜2. 発災後の対策＞

自然災害等の発生時には、人命救助を最優先としながら、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関への連絡・情報共有などの対策を進めることとする。なお、新型コロナウイルス感染者の発生時には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災直後に当市、当所、当会それぞれの職員の安否確認を行う。加えて次の内容についても可能な限り情報収集を図る。

- ①本人・家族の被災状況
- ②近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況
- ③出勤の可否

【各団体の安否確認の対象と目標時間】

団 体 名	安否確認の対象と目標時間
横手市商工労働課	◆職員：発災後1時間以内に緊急連絡網（携帯電話・LINEグループ等）にて確認
横手商工会議所	◆職員：発災後1時間以内に緊急連絡網（携帯電話・グループウェア等）にて確認 ◆三 役：3時間以内に携帯電話にて確認 ◆議員：1日以内に電話・携帯電話にて確認 ◆会 員：3日以内に地区ごとの被災状況、会員安否確認
よこて市商工会	◆職員：発災後1時間以内に緊急連絡網（携帯電話・LINEグループ等）にて確認 ◆三 役：3時間以内に携帯電話にて確認 ◆役 員：1日以内に電話・携帯電話にて確認 ◆会 員：3日以内に役員を通じ地区ごとの被災状況、会員安否確認 ※「商工会災害システム」を活用しながら随時被害状況をデータベース化する

【※商工会災害システムの入力情報】

項 目	内 容
企業名・事業所名	◆被害を受けた企業・事業所の名称
地区名	◆被害を受けた企業・事業所の地区
人的被害状況	◆経営者（軽傷、重傷、行方不明、死亡） ◆家族（軽傷、重傷、行方不明、死亡） ◆従業員（軽傷、重傷、行方不明、死亡）
物的被害状況	◆店舗工場（全壊、半壊、一部破損、床上浸水等） ◆社長自宅（全壊、半壊、一部破損、床上浸水等） ◆商品（被害あり、被害なし） ◆機械（被害あり、被害なし） ◆器具備品（被害あり、被害なし） ◆車両（被害あり、被害なし）
被害額（円）	
写真	◆被害を受けた状況
備考	◆企業の業種、必要な物資、要望事項等

発災後２時間以内には、３者間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有することとし、連絡窓口については次のとおり、連絡方法については事務所の固定電話または個人の携帯電話とする。また、県への報告は、当市から当所、当会分も含めて行う。

【安否確認結果の連絡窓口】

団 体 名	安否確認結果の連絡窓口		報告する団体等
	第１順位	第２順位	
横手市商工労働課	課 長	係 長	秋田県産業政策課
横手商工会議所	事務局長	中小企業相談所長	横手市商工労働課
よこて市商工会	事務局長	副事務局長	横手市商工労働課

２）応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等を把握・共有した時点において、その被害規模に応じて３者で実施する応急対策の方針を決定する。

方針の決定は３者間で協議決定することとし、想定する応急対策の内容は概ね次の判断基準とする。

【被害規模の目安と応急対策の内容（判断基準）】

被害規模	被害の状況	応急対策の内容
大規模な被害がある	○地区内の 10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内の 1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	1) 緊急相談窓口の設置、相談業務 2) 被害調査、経営課題の把握 3) 支援施策の立案、実行
被害がある	○地区内の 1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ○地区内の 0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	1) 緊急相談窓口の設置、相談業務 2) 被害調査、経営課題の把握
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

【被害情報等の共有間隔】

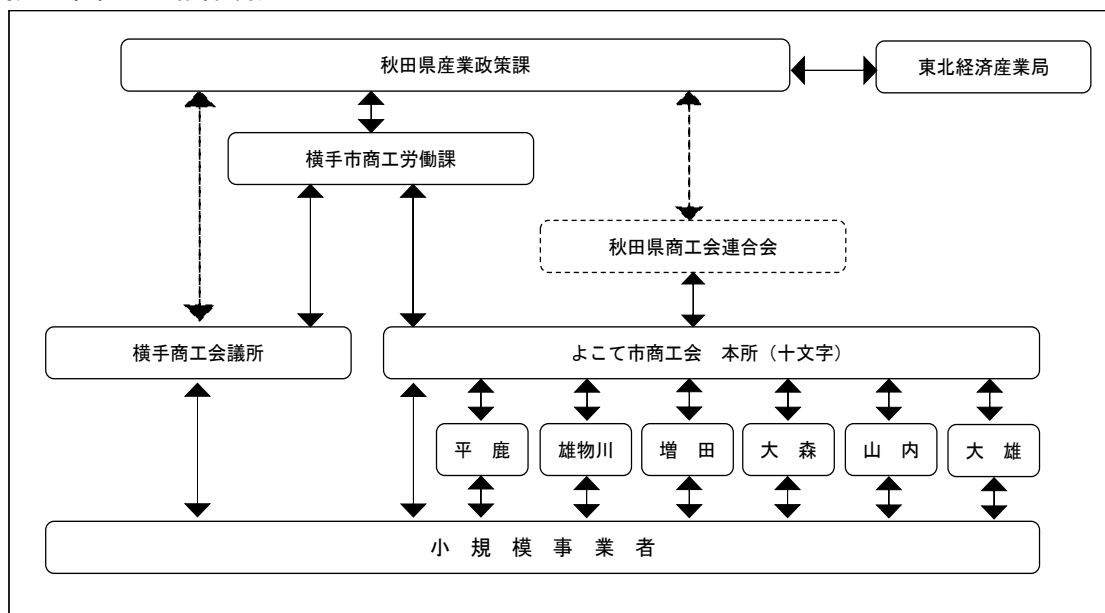
期間	情報共有の間隔
発災後～1週間以内	1日に3回（9時、12時、16時）共有する
2週間以内	1日に2回（11時、16時）共有する
1ヵ月以内	1日に1回（16時）共有する
1ヵ月超	新たな被害情報を把握した際に共有する

なお、横手市内や近隣地域で新型コロナウイルス感染症が流行した場合は、必要な情報の把握と発信を行うとともに、在宅勤務の導入やオンラインの活用、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

発災時に管内小規模事業者の被害状況の把握、迅速な報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことの決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法について、予め確認しておく。

1) 指示命令・連絡体制図



2) 二次被害を防止するため被災地域での活動内容

二次被害を防止するため、被災地域で活動を行うことについては、横手市商工労働課長が市災害対策本部の指示に従いながら活動方針を決定し、当所・当会に指示等を行う。

3) 被害の確認方法

商工会においては、商工会災害システムを活用し被害状況を確認し、別途共通の集計・報告シートを定め、当市と当所、当会の情報共有を迅速かつ的確に行う。

4) 被害額の算定

迅速に被害状況を把握するため、再調達価格を直接被害額として算定するものとする。また、連携協定を結ぶ損保会社や県火災共済による査定価格を参考にするなど、客観性が担保できる算定については積極的に採用する。

5) 県等への報告方法

当市、当所、当会の3者で共有した情報は、県の指定する方法により当市から県へ報告する。また、当会は県連合会へも報告する。

(新型コロナウイルス感染症に係る情報についても同様。)

<4. 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援>

1) 相談窓口の開設

当所、当会は当市と協議のうえ、安全性が確認された場所において特別相談窓口を開設する。また、国・県から相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合はこれに従う。

2) 地域内小規模事業者等の被害状況確認

発災後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施する。

【時間経過とともに必要となる被害調査等】

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発災直後 ～2 日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象にLINE、Eメール、携帯電話
		おおまかな被害の調査 (職員参集可否・移住地周辺被害状況)	役職員や被災地区の事業者を中心として携帯電話等による聞き取り
2	安全確認後 ～7 日程度	直接被害の確認調査 (非住宅被害・商工被害)	地域内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り
		間接被害の大まかな確認調査 (再開可否・商品原材料調達状況、風評等)	
3	発災 3 日後 ～14 日程度	経営課題の把握調査 (事業再開・資金繰り・保険請求手続き等)	地域内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

3) 被災事業者施策の周知

応急時に有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により地区内小規模事業者へ周知する。

＜5. 地域内小規模事業者に対する復興支援＞

◇県の指針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。

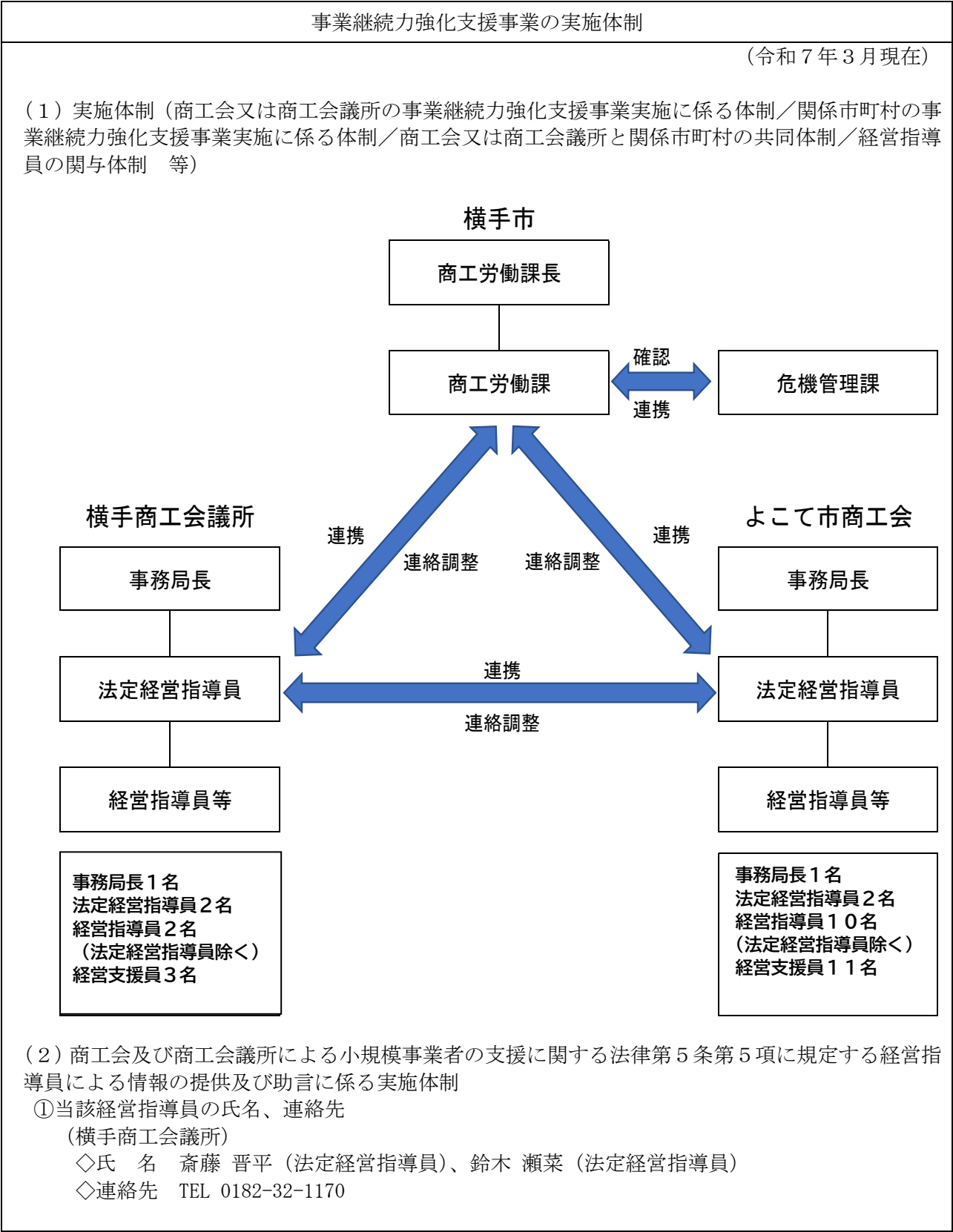
◇被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(よこて市商工会)

◇氏 名 佐藤 洋 (法定経営指導員)、加藤 慎也 (法定経営指導員)

◇連絡先 TEL 0182-42-0406

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

商工会議所、商工会の各法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取組みの検討や実行を行うものとし、随時、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ事業所BCPの策定支援等の進捗状況を管理し、6 か月ごとにその情報を共有する。また、本計画に対する事業評価を年 1 回実施し、その結果に応じて計画の見直しやブラッシュアップを行う。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

横手商工会議所

中小企業相談所

〒013-0021 秋田県横手市駅前町 6 番 33 号

TEL 0182-32-1170 FAX 0182-33-5642

E-mail info-yktcci@yokotecci.or.jp

よこて市商工会

〒019-0508 秋田県横手市十文字町十五野新田字増田道東 19 番地

TEL 0182-42-0406 FAX 0182-42-2154

E-mail yokote@skr-akota.or.jp

②関係市町村

横手市商工観光部 商工労働課

〒013-8601 秋田県横手市中央町 8 番 12 号

TEL 0182-32-2115 FAX 0182-32-4021

E-mail shoko@city.yokote.lg.jp

※その他

上記内容に変更を生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	560	580	580	600	600
1. B C P策定支援研修開催費 ・講師謝金・旅費 ・会場借料	100	100	100	100	100
2. B C P策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費 ・会場借料・広告料	300	300	300	300	300
3. 個社支援・専門家派遣 ・専門家謝金・旅費	80	100	100	120	120
4. 普及・啓発費 ・ポスター・チラシ印刷費	80	80	80	80	80

(備考) 必要な資金の額については、見込額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金(国、県、市)、各種手数料等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等